

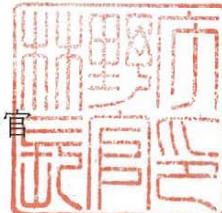


別紙

23林政政第358号
平成23年8月31日

特例社団法人 全国木材組合連合会 会長様

林野庁長官



電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

日頃より、森林・林業行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今夏の電力需給対策につきましては、「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)に基づき、節電の取組を推進しているところですが、新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部復旧による供給力の増加など、今後の東北電力及び東京電力管内の需給状況を踏まえ、8月29日の「第2回電力需給に関する検討会合」(座長:枝野官房長官)において、別添の「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定されたところであります。

その内容については、

- ① 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の被災地に対しては、本年9月2日をもって電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する。
- ② 上記被災地以外の東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、本年9月9日をもって終了する。
- ③ ただし、使用制限措置終了後も、昨年のピーク比15%の需要抑制の努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

となっております。

貴団体におかれましては、東北電力及び東京電力管内の貴団体会員企業に対し、上記の内容を周知いただくとともに、それぞれの業界・企業において引き続き節電への御協力いただきますようお願い申し上げます。